

一般社団法人日本脾臓学会 内規

(理事長の議決権)

第1条 理事長は、理事会および評議員会において原則議決権を行使しない。

(理事長予定者の選任)

第2条 理事長が任期を満了して退任する場合は、評議員会までに開催される理事会において理事長予定者を選任する。

- 2 理事長予定者は、定款第22条第2項に基づき直近に開催される評議員会で承認を受ける。

(弔電・供花)

第3条 名誉会員・特別会員・評議員が死亡した場合の弔電・供花は、次のとおりとする。

- (1) 弔電は、「周知謝絶」の付言がある場合を除き、理事長名をもって発信する。
また、名誉会員・特別会員・評議員に、一斉メールにて訃報を通知する。
- (2) 供花は、「周知謝絶」の付言がある場合を除き、理事長名をもって手配する。
- (3) 弔電・供花の金額については、理事長に一任する。

(委員会の協力員)

第4条 委員会の協力員の定義は、次のとおりとする。

- (1) 各種委員会は、必要に応じて協力員を置くことができる。各種委員会の委員長が、協力員の任命・解任を行い、正会員以外の者にも協力員を任命する事ができる。
- (2) 各種委員会の委員長が、協力員に業務を指示し、協力員は委員を補佐する。
- (3) 協力員への委嘱状の発行や、日当・交通費の支給はしない。

(一般人からの寄付の受け入れ)

第5条 一般人からの寄付の受け入れについては可能であるが、用途を限定される寄付は受け付けない。

(名義推薦・名義後援等の依頼)

第6条 下記の基準を満たす依頼につき、学会事務局が確認を行い、問題ないと認められれば承認を行う。なお、判断が困難な場合、理事会に判断を仰ぐことが出来る。

- (1) 原則、会員または会員の属する大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体からの申し出である。
- (2) (1) でない場合も例外的に定款事業目的に資するものとして認める場合もあるが、いずれの場合も営利を目的としないものである。

- (3) 依頼事項を実施することが本学会の正規な活動と利益相反関係がない。もしくは会員や会員が属する他の施設、組織の行う研究や診療等に悪影響がないものである。
- (4) 特定の個人、法人を著しく利するもしくは害する懸念のないものである。
- (5) トラブルが生じた場合、本学会として責任関係が発生しないものである。
- (6) 学会から人的・物的・財政的支援は行わないものである。